

社会福祉法人博愛会役員等報酬・費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会(以下「当法人」という)定款第9条及び第24条の規定に基づき、評議員及び役員(理事及び監事)並びに評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬の算定方法)

第3条 理事長及び業務執行理事に対する報酬等の額は、次による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別第1及び別表2に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第20条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬の支給時期は次のとおりとする。

- (1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日にあたる場合は、職員給与規程第11条に準じた日とする。
 - (2) 常勤役員等の就任、退任又は解任された場合の報酬額の支給基準については、職員給与規程に準ずる。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
 - 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受けて下記の法人業務を行った場合は費用弁償を支給する。

- 1 理事会、評議員会及び監査等に出席した場合並びに法人、施設業務のために

- 出勤した場合の費用弁償については、別表 5 に定める額
- 2 費用弁償の実費が次の別表 5 の額を超えた場合は、その実費相当額を別途支払うことができる。
 - 3 調査、研修その他、法人業務で出張した場合の費用弁償については、職員旅費規程にもとづき支給する。
 - 4 常勤役員については、職員旅費規程に基づき支給する。

(公表)

第 7 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表す。

別表 1 (理事長の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 200,000 円

別表 2 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
業務執行理事	月額 240,000 円

別表 3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

業務内容	日額
評議員会への出席	10,000 円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 理事

業務内容	日額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(3) 監事

業務内容	日額
監事監査等への出席	10,000 円
上記等への出席	10,000 円

(4) 評議員選任・解任委員

業務内容	日額
委員会等への出席	10,000 円
上記のほか、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

別表 5 非常勤の役員等の費用弁償

役員会等	金額
評議員会	1 回 2,000 円
理事会(含内部監査等)	1 回 2,000 円
監事監査	1 回 2,000 円
評議員選任・解任委員会	1 回 2,000 円

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則

- 1 役員報酬に関する規定は、平成 18 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 この規程の改正は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- 3 この規程改正は、平成 29 年 6 月 10 日から施行する。
- 4 この規程は、職員は適用しない。